FLESPEEQ LCMサービス基本契約約款 別紙 売買契約約款

実施 令和5年6月1日

第1条(適用範囲)

売買契約約款は、FLESPEEQ LCMサービス基本契約約款に基づき、物品の売買にかかる取引(以下「売買契約」といいます。) に適用します。

第2条(売買契約の成立及び変更)

- 1. 売買契約は、当社が売買物件、売買代金、納入期限、その他特約など個別の売買契約の条件について記載した見積書を提示し、契約申込者が書面又は電子メール等記録に残る方法でこれを承諾したときに成立するものとします。
- 2. 契約者および当社は、別途書面で合意することにより、成立後の売買契約の内容を変更することができることとします。

第3条(売買物件の納入・検査・引渡し)

- 1. 当社は、売買物件を売買条件に定めた納入期限までに契約者の指定する日本国内の納入場所へ納入します。
- 2. 契約者は、売買物件の納入を受けた日の翌日から起算して当社の10営業日以内に売買物件の品質、種類及び数量(規格、仕様、性能その他売買物件につき契約者が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「品質等」といいます。)が売買契約の内容に適合していることを確認のうえ、納品書(控)を当社に交付します。なお、契約者は売買物件の納入後検査完了まで、善良な管理者の注意をもって売買物件を保管するものとします。加えて、納入後、当社の10営業日以内に契約者から何らの回答がなかった場合、売買契約の内容に適合した納品があったものとみなし、本条第4項の効果を生じるものとします。
- 3. 売買物件の品質等が売買契約の内容に適合していないときは、契約者は、その旨を当社に書面で通知し、当事者双方協議のうえこれを解決するものとします。当該問題の解決後、契約者は納品書(控)を当社に交付します。
- 4. 契約者が納品書(控)を交付したとき、売買物件の品質等は売買契約の内容に適合した状態で引渡されたものとみなし、以後契約者は当社に対して売買物件の品質等が売買契約の内容に適合していないことを主張できないものとし、売買物件の修補、代替物及び不足分の引渡し、代金減額及び損害賠償を請求できないものとし、かつ、売買契約を解除できないものとします。なお、第7条の製造企業による保証については、同条の定めに従うものとします。

第4条(売買代金等)

1

- 1. 契約者は当社に対して、当社からの請求により、売買代金及び諸費用(運送諸掛、消耗品代、その他代金の合計額、以下売買代金及び諸費用を総称して「売買代金等」といいます。)を、請求書記載の支払方法にて支払うものとします。
- 2. 売買代金等の振り込みにかかる手数料は契約者の負担とします。

第5条(所有権の移転)

売買物件の所有権は、契約者が売買物件の売買代金等その他売買契約に基づく一切の債務を支払ったとき に、当社から契約者に移転するものとします。

第6条(危険負担)

売買物件の引渡しまでに、契約者及び当社の双方の責任によらない事由によって、当社が契約者に対して、売買契約の内容に適合した売買物件の引渡し、完全な所有権の移転その他売主としての債務を履行することができなくなったときは、契約者は、売買代金等の支払いその他の債務の履行を拒むことができることとします。この場合、契約者および当社は、通知、催告を要しないで、売買契約を解除することができるものとします。

第7条(売買物件の保証、保守)

- 1. 売買物件に対する保証については、売買物件の製造企業により契約者に対して直接提供されるものとし、その内容は、売買物件に貼付の製品保証書、その他製造企業所定の規定に従うものとします。
- 2. 売買物件の保証又は保守については、契約者は、すべて自己の責任において別途製造企業等との間で必要な契約を締結するものとします。

第8条 (売買物件の輸出)

契約者は、売買物件の全部又は一部を直接又は間接を問わず、日本国外に持ち出し又は輸出する場合には、日本国及び関連諸国の関連法規に従って行うものとします。また、契約者は売買物件を第三者に販売する場合、販売先にもその旨通知するものとし、販売先が違法に輸出等するおそれのある場合には取引を行いません。

以上